

## 検察庁法改正案に反対する意見書

検察庁法改正案が現在、国会で審議されている。

改正案には、検察官の定年を引き上げるとともに、内閣や法務大臣の判断で定年を延長できる規定が新たに盛り込まれ、政府は今国会で成立を図ろうとしているが、これは、三権分立を国の基本原則とする日本の根本を揺るがしかねないものである。

このことは、安倍内閣が、検察庁法の解釈を勝手に変更したことが発端となっている。本来、政府が法の改正が必要と判断すれば、政府は改正法案を国会に提出し、国会の審議を経たうえでその是非が確定するものであるが、今回は、国家公務員に係る規定の拡大解釈により検察官の定年延長を先行実施し、その後に国会に法改正を求めている。

このような安倍内閣の姿勢に対しては、法曹界や多くの国民から強い抗議の声が挙がっている。

また、今回は、検察官の定年延長を一般公務員の定年延長と同列に扱い、一般公務員の定年延長法案の一つとして一括提出しているが、検察官は行政組織の一員であると同時に、刑事訴追の権限をほぼ独占する「準司法官」であり、社会の公正を保つ立場として政治的中立性が求められるものである。

従って、検察官の定年は、権力の分立にもかかわる問題として、本来別々に議論されなければならないものである。

今、新型コロナウイルス感染拡大の中で、私たちはかつてない危機に直面しており、安倍内閣に求められているのは、新型コロナウイルス感染症対策に集中することである。

多くの国民が政府や検察庁に対して疑心暗鬼になり、不信を抱いたままこの改正案が採決されれば、検察庁という組織に対する国民の信頼が揺らぎかねない。

以上のことから、政府に対し、次の事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 検察庁法改正案を直ちに撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月14日

広島県庄原市議会